

足立区バスケットボール連盟 規約

第一章 総則

第一条 (名称)

・本連盟の名称は、『足立区バスケットボール連盟 (FABA)』とする。

第二章 目的及び事業

第二条 (目的)

・本連盟はバスケットボールを通じて、会員相互の親睦を図るとともに体位、精神の向上、及びスポーツの発展と併せて青少年の健全育成を図ることを目的とする。

第三条 (事業)

・本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、 都民体育大会足立区予選会 (一般男女)
- 二、 東京都青年大会足立区予選会 (一般男女)
- 三、 足立区民体育大会 (一般男女・中学生男女)
- 四、 ジュニアスポーツ大会 (小学生男女)
- 五、 渋谷杯バスケットボール大会 (一般男女)
- 六、 高校生バスケットボール大会 (高校生男女)
- 七、 ミニバスケットボール新人戦 (小学生男女)
- 八、 審判講習会
- 九、 日本リーグ足立区大会 (B-LEAGUE・WJBL)
- 十、 その他目的を達成するために必要な事業

第三章 会員

第四条 (会員の資格)

・本連盟の会員は、足立区在住・在勤・在学者で構成される団体であること。
但し、団体スポーツであるため、構成員の一部がそれを満たさなくても可とする。

第五条 (加盟)

・本連盟の加盟については、所定の加盟申込書を提出し、加盟費を納入することによって認められる。

第六条 (加盟費)

・本連盟の加盟費は年額とし、金額については理事会にて定める。

第七条 (脱会)

・会員が次の各号の一に該当するときは、理事会にて理事の現在数の三分の二以上の決議により会長がこれを脱会または除名させることができる。

- 一、 本連盟の名誉を傷つけ、また本連盟の目的に違反する行為があったとき。
 - 二、 加盟費を納入しなかったとき。
 - 三、 署名をもって退会の意思表示のあったとき。
- ・既納の加盟は、返戻を求めることができない。

第四章 役員

第八条 (役員)

・本連盟は、次の役員を置く。

- 一、 会長・・・・・・・・・・一名
- 二、 副会長・・・・・・・・・・若干名

- 三、 理事長・・・・・・・・・・・・・・・・一名
 - 四、 副理事長・・・・・・・・・・若干名
 - 五、 各委員会委員長・・・・・・・・一名
 - 六、 各委員会副委員長・・・・・・・・若干名
 - 七、 各委員会委員・・・・・・・・若干名
 - 八、 監査・・・・・・・・・・若干名
 - 九、 事務局員・・・・・・・・・・若干名
 - 十、 顧問・常任相談役・相談役・参与・・・・・・・・若干名
- ・ 役員のうち会長、副会長、常任相談役、理事長、副理事長、各委員会委員長、各委員会副委員長、監査と各委員会の委員で理事会での指名のあった者を理事とする
- ・ 役員のうち会長、副会長、常任相談役、理事長を常任理事とする。

第九条 (役員の選出)

- ・ 会長、副会長、理事長は、理事会にて推薦され、総会にて承認される。
- ・ 副理事長は、理事会にて推薦承認される。
- ・ 各委員会委員長、副委員長は各委員会にて推薦され、理事会にて承認される。
- ・ 監査は理事会にて推薦され、総会にて承認される。
- ・ 常任相談役は、連盟発展のため尽くした者、または有識者を理事会にて推薦承認される。

・ 顧問、相談役、参与は、会長またはそれに準ずる連盟発展のために貢献した者を理事会にて推薦承認される。

第十条 (役員の仕事)

- ・ 会長は本連盟を代表し統括する。
- ・ 副会長は会長を補佐し、会長不在時にはその任務を代行する。
- ・ 理事長は、各委員会を統括する。
- ・ 副理事長は理事長を補佐し、理事長不在時にはその任務を代行する。
- ・ 各委員会委員長は、委員会を統括する。
- ・ 各委員会副委員長は委員長を補佐し、委員長不在時にはその任務を代行する。
- ・ 監査は理事会の決議及び進行を監督し、財務を監査し総会にて報告する。

第十一条 (委員会)

- 一、 総務委員会
連盟内の総務を司とる。
- 二、 競技委員会
大会の立案、進行を司とる。
- 三、 審判委員会
大会の審判を司とるとともに、審判員の発掘、技術向上を図る。
- 四、 技術普及委員会
指導者と選手の育成と強化を担当して、技術の向上を図る。
クリニック等を、立案して運営する。
- 五、 財務委員会
連盟の経理を司とるとともに、体育協会に予算書・決算書を提出する。

第十二条 (役員の仕事)

- ・ 本連盟の役員の仕事は、四月一日より翌々年三月三十一日までの二年間とし、再任を妨げない。
- ・ 役員に欠員が生じた場合は、他の役員が前任者の残留期間代理をし、任期終了後補充を行うこととする。

第十三条 (役員への解任)
・役員は、その任期終了後でも後任者が就任するまでは、なおその任務を行う。

・役員が次の各号の一に該当するときは、理事会にて理事の現在数の三分の二以上の決議により会長がこれを解任させることができる。

- 一、 心身の故障のため、職務の執行に堪えないと認められたとき。
- 二、 職務上の義務違反、その他役員たるふさわしくない行為があったと認められたとき。

・前号により、役員を解任しようとするときは、理事会において当該役員の見解を弁明する機会を与えることができる。

第十四条 (役員への報酬)
役員は原則として無報酬とする。

第五章 会議

第十五条 (総会の招集)
総会は、毎年一回会長が招集する。ただし、会長が必要と認めるときは臨時に総会を招集することができる。

- ・会長は、会員現在数の三分の一以上から会議に付議すべき項目を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から三十日以内に総会を招集しなければならない。
- ・総会を招集するには、各会員に対して会議の目的たる事項を及び場所を示して会議の十日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。
- ・総会の議長は、会長とする。

第十六条 (総会の議事)
総会は、会員現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き議決することはできない。

ただし、あらかじめ通知された事項について、委任状をもって出席者とみなす。

第十七条 (総会の付議事項)

・総会は、この規則に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、 事業報告および事業計画
- 二、 決算および収入支出予算
- 三、 理事会において総会に付議すべくことを決議した事項。
- 四、 その他会長が必要と認めて付議した事項。

第十八条 (役員会)

・役員会を分けて理事会及び常任理事会とする。

第十九条 (理事会の開催及び召集)

- ・理事会は理事長が必要と認めるときこれを開催する。
- ・理事会の招集については、各理事に対して会議の目的たる事項を及び場所を示して会議の十四日前までに到着するように、文書をもって通知しなければならない。
- ・理事会の議長は、理事長とする。

第二十条 (理事会の議事)

- ・理事会は理事現在数の過半数の者が出席しなければその議事を開き決議することができない。ただし、あらかじめ通知された事項について、委任状をもって出席者とみなす。
- ・理事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決する所による。

第二十一条 (理事会の付議事項)

- ・理事会は、この規約に定めがあるもののほか、次の事項を決議する。

- 一、 総会に提出すべき事案
 - 二、 規約変更に関する議決
 - 三、 総会において理事会に委任された事項
 - 四、 その他、連盟運営に関して、理事長が必要と認めた事項
- ・常任理事会は、理事会の代わりに常務の執行に関する事項及び緊急な事項を決議する。ただし、その決議事項は、次の理事会に報告して、その承認を得なければならない。

第六章 資金及び会計

第二十二条 (資金)

・本連盟の資金は、次の各号にあげられるもりにより構成する。

- 一、 加盟費
- 二、 事業に伴う収入
- 三、 資金から生ずる果実
- 四、 寄付金品
- 五、 その他の収入

第二十三条 (収入予算・収支決算当)

・本連盟の収入支出予算及び決算は、事業計画及び事業報告とともに、総会の承認を受けなければならない。

・前号の収入支出決算については、監査役の監査を得なければならない。

第二十四条 (余剰金の処分)

・収支決算の結果、年度末において余剰金が生じたときは、総会の承認を経してその全部若しくは一部を基本財産に組み入れ、また翌事業年度に繰り越すものとする。

第二十五条 (事業年度)

・本連盟の事業年度は、毎年四月一日から始まり、翌三月三十一日に終わる。

第七章 補則

第二十六条 (細則)

・この規約の執行に必要な細則は、理事会の決議を経て別に定める。

附則

本規約は、平成五年三月八日に改正、平成五年四月一日より実施される。

本規約は、平成六年八月八日に改正、平成六年八月八日より実施される。

本規約は、平成九年三月十三日に改正、平成九年三月三十一日より実施される。

本規約は、平成二十一年五月十九日に改正、平成二十一年五月二十日より実施される。

本規約は、平成三十年八月二十一日に改正、平成三十年八月二十一日より実施される。

本規約は、令和四年三月八日に改正、令和四年三月八日より実施される。